埼玉県大里地区福祉有償運送市町共同運営協議会　運営指針

平成 19 年 3 月 2 日
改正　令和 3 年 7 月 5 日
改正　令和 4 年 11 月 17 日

埼玉県大里地区福祉有償運送市町共同運営協議会
会長　　清水　海隆

Ⅰ.　本指針の目的

本指針は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 78 条第 2 号に規定する自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号。以下「規則」という。）第 49 条第 3 号に規定する福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）に係る、法第 79 条の 2 に規定する登録の申請（法第 79 条の 6 第 1 項に規定する有効期間の更新の登録及び法第 79 条の 7 第 1 項に規定する変更登録を含む。）に先立ち必要とされる、法第 79 条の 4 第 1 項第 5 号に係る埼玉県大里地区福祉有償運送市町共同運営協議会(以下「運営協議会」という。)における協議事項に関する方針を定めることにより、登録・更新登録・変更登録の申請を行う特定非営利活動法人等(以下「登録申請者」)という。）からの協議を円滑に行うことを目的とする。

あわせて、福祉有償運送に係る登録を受けた者（以下「福祉有償運送者」という。）の適切な運営を確保するために運営協議会が行う措置に関する方針を定めることにより、大里地区における福祉有償運送の輸送の安全及び旅客の利便の確保に努めることを目的とする。

Ⅱ.　協議を行うに当っての具体的指針

運営協議会においては、次の 1.から 5.に掲げる事項について、それぞれ各号に掲げる事項に留意しつつ、具体的な協議を行うものとする。協議が調った事項を変更する場合も同様とする。

協議に当っては、運営協議会は、登録申請者に対し、埼玉県知事に提出する全ての書類及び協議に必要な資料の提出を求めることができるものとする。

1. 特定非営利活動法人等による福祉有償運送の必要性（法 78 条第 2 号、規則第 48 条、法 79 条の 4 第 5 号）

（1）必要性の協議

特定非営利活動法人その他規則で規定する法人（以下「特定非営利活動法人等」という。）による福祉有償運送は、タクシー等の公共交通機関のみによっては障害者や要介護者等の移動制約者に対する十分な輸送サービスの確保が困難であると認められる場合において、それらを補完するための手段として、熊谷市・深谷市・寄居町の区域（以下「大里地区」という。）における必要性が認められるものでならなければならない。なお、特定非営利法人等とは、以下の法人をいう。

① 特定非営利活動法人
② 一般社団法人又は一般財団法人
③ 農業協同組合
④ 消費生活協同組合
⑤ 医療法人
⑥ 社会福祉法人
⑦ 商工会議所
⑧ 商工会
⑨ 労働者協同組合

（2）協議の視点

大里地区における福祉有償運送の必要性が認められる場合とは、地域に福祉輸送サービスを実施しているタクシー事業者等は存在するものの移動制約者の需要に対して供給量が不足していると認められる場合等とする。

なお、この判断は、登録申請者ごとに行うものではない。

以上の点を判断するため、以下に掲げる資料を用いて協議を行う。

① 大里地区における要介護者、身体障害者その他の移動制約者の状況
② 大里地区におけるタクシー及び福祉タクシーの台数、これら公共交通機関が行う移動制約者の輸送の状況（今後の実施予定も含む）
③ 福祉タクシー券の利用状況
④ 特定非営利活動法人等による移動制約者に対する輸送サービスの活動状況
⑤ その他協議・判断を行うに当って必要と認められる資料

2. 運送の区域（法第 79 条の 2 第 1 項第 3 号）

（1）運送の区域の協議

旅客の発地又は着地のいずれかが熊谷市・深谷市・寄居町の 3 市町（以下「大里地区市町」という。）にあることを要する。

なお、登録後において市町合併が実施された場合であっても、運送の区域は、合併前の旧市町の範囲にあるものとし、運送の区域を合併後の市町の範囲としようとする場合にあっては、運営協議会における協議を経て、変更登録を受けることを要するものとする。

(2) 協議の視点

運送の区域は大里地区全域とせず、旅客の居住地及び行動の目的地等に照らし合理的であり、かつ、登録申請者の運行管理が適切かつ確実に実施されると認められる範囲の市町を定めるものとする。

輸送サービス全体が、大里地区市町以外で提供されるものは、運営協議会の協議対象とはならない。別途当該輸送サービスが提供される区域の市町村が主宰する運営協議会において協議すべきものとする。

3. 旅客から収受する対価(法第 79 条の 8 第 2 項、規則第 51 条の 15)

(1) 対価の協議

旅客から収受する福祉有償運送に係る対価(以下「利用料金」という。)が、規則第 51 条 15 各号の規定及び関係通達(「自家用有償旅客運送者が利用会員から収受する対価の取扱いについて」平成 18 年 9 月 15 日付、国自旅第 144 号)の規定に基づき、適切な実費に基づく営利に至らない範囲で定められているものと認められること。この場合において、登録申請者に対し、利用料金について、協議のために必要となる資料の提出を求めるとともに、設定しようとする利用料金について、必要に応じ登録申請者から説明を聴取するものとする。

(2) 協議の視点

利用料金は、運送サービスの利用に対する対価(以下「運送の対価」という。)と運送サービスと連続して、又は一体として提供される役務の利用又は設備の使用に対する対価(以下「運送の対価以外の対価」という。)の範囲のものをいう。これは、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としていると認められない妥当な範囲であることが求められており、具体的には以下の基準を目安とするものとする。

① 運送の対価

運送の対価は、原則として、以下のｱ.及びｲ.及びｳ.中から選択するものであり、大里地区におけるタクシーの上限運賃(ハイヤー運賃を除く。)の概ね 1/2 の範囲内であること。

ｱ. 距離制(旅客の乗車した地点から降車した地点までの走行距離に応じて

対価を設定するもの。）

ｲ. 時間制（旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでに要した時間により運送の対価を設定するもの。）

ｳ. 定額制（旅客の運送に要した時間及び距離によらず 1 回の利用ごとに対価を定めるもの又は予め旅客の利用区間ごとの対価の額を定めるもの。）

なお、旅客から収受する運送の対価のほかに補助金収入等が生じる事業（埼玉県障害児(者)生活サポート事業等）を利用した運送を行う場合は、登録申請者が旅客から収受する金額とこれに対する補助金収入等を明らかにし当該運送が営利を目的としないものであることを確認した上で、登録申請者が旅客から収受する金額をもって運送の対価とみなすものとする。

② 運送の対価以外の対価

運送の対価以外の対価は、以下のようなものであって、実費の範囲内であること。

ｱ. 迎車回送料金（旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に適用する料金。）

ｲ. 待機料金（旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する料金。）

ｳ. その他の料金（乗降介助料、添乗料、ストレッチャー・車いす使用料等の設備使用料など。）

なお、迎車回送料金ついては、福祉有償運送の趣旨にかんがみ、上限金額を設けるよう努めること。

4. 運送しようとする旅客の範囲（法第 79 条の 2 第 1 項第 4 号、規則 49 条第 3 号）

（1）旅客の範囲の協議

運送しようとする旅客が、以下に掲げる者のうち、他人の介護によらずに移動することが困難であると認められ、単独では公共交通機関を利用することが困難な者であって、登録申請者において会員登録を受けた者又は受ける予定の者（以下、「利用会員」という。）及びその付添人であることを要する。

①身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に規定する身体障害者

②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者

③障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者

④介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者

⑤介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者

⑥介護保険法施行細則第 140 条の 62 の 4 第 2 号の基準（基本チェックリスト）

に該当する者

⑦その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

(2) 複数乗車の協議

福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアによる個別輸送を原則とするが、運営協議会でその必要性が認められた場合にあっては、透析患者の透析のための輸送等について、1 回の運行で複数の当該会員の輸送(以下、「複数乗車」という。)を行うことができるものとする。

運営協議会は、複数乗車を認めることとした場合においては、当該利用会員の利用料金が規則第 51 条の 15 の規定及び関係通達の定める基準を満たしていることについて協議しなければならない。

複数乗車について、運送する利用会員の障害の態様等から輸送の安全を確保するために必要を認められるときは、添乗員を同乗させること、福祉車両を使用する場合にはそれぞれの旅客に対応した車いす固定装置が装備されていることなど、申請登録団体に対して輸送の安全及び利用会員の利便の確保のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(3) 協議の視点

登録申請者に対しては、利用会員の障害等の態様を記載した書類の提出を求める。

① (1)①に掲げる者については、身体障害者手帳を所持することを要する。

② (1)②に掲げる者については、療育手帳を所持することを要する。

③ (1)③に掲げる者については、精神障害者保健福祉手帳を所持することをようする。

④ (1)④に掲げる者については、要介護度が記載されている介護保険被保険者証を所持することを要する。

⑤ (1)⑤から⑦に掲げる者については、運営協議会の事務局がその身体状況についてあらかじめ聴取し、または必要に応じて登録申請者に当該利用会員の具体的な身体状況等の説明を求めることにより、運営協議会において当該利用会員の移動制約の状況を踏まえ、運送の対象とすることの妥当性等の確認を行うものとする。

5. その他必要と認められる措置

運営協議会は、必要に応じ、以下に掲げる事項について、規則に定められる要件

の確保に関し、登録申請者から説明を求め確認を行うものとする。確認に当っては、運営協議会は、登録申請者に対し、埼玉県知事に提出する全ての書類及び協議に必要な資料の提出を求めることができるものとする。

(1) 福祉有償運送に使用する自動車の種類ごとの数（規則第 51 条の 9 第 1 号）

事務所ごとに登録申請者が所有する自家用自動車及びボランティア個人の持込みの自動車（乗車定員 11 人未満の自動車であって、福祉有償運送を実施する間、登録申請者が使用権原を有するものに限る。）の別ごとに、以下に掲げる自動車の台数を記載(軽自動車がある場合には、その数を内数として括弧書きで記載)するものとする。

① 寝台車（車内に寝台(ストレッチャー)を固定する設備を有する自動車）
② 車いす車（車いすを使用した利用会員が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車）
③ 兼用車（ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車）
④ 回転シート車（回転シート(リフトアップシートを含む。)を備える自動車）
⑤ セダン等(貨物運送の用に供する自動車を除く。)

(2) 運転者に求められる要件（規則 51 条の 16 第 1 項、3 項）

① 福祉有償運送自動車の運転者

福祉有償運送の用に供する自動車（以下「福祉有償運送自動車」という。）の運転者は、道路交通法に規定する第二種運転免許をうけており、かつ、その効力が停止されていない者、又は同法に規定する第一種運転免許をうけており、かつ、その効力が二年間停止されていない者であって以下に掲げる要件を備える者でなければならない。

ｱ. 国土交通大臣が認定する「福祉有償運送運転者講習」を修了していること。
ｲ. （社）全国乗用自動車連合会等が実施する「ケア輸送サービス従事者研修」を修了していること。

② セダン等自動車の運転者その他乗務員

4(1)①から⑦までに掲げる者が移動のため車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置を有する自動車以外の自動車（以下「セダン等自動車」という。）を使用して福祉有償運送を行う場合は、①に規定する要件のほか以下に掲げる要件のいずれかを備える運転者を乗務させ、又は以下に掲げる要件のいずれかを備える者を乗務させなければならない。

ｱ. 介護福祉士の登録を受けていること(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62 年法律第 30 号)第 42 条第 1 項)。
ｲ. 国土交通大臣が認定する「セダン等運転者講習」を修了していること。
ｳ. ｲ.に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。
ｴ. (社)全国乗用自動車連合会等が実施する「ケア輸送サービス従事者研修」を修了していること。
ｵ. 介護員養成研修を修了し、その旨の証明書の交付を受けていること。

(3) 損害賠償措置〔規則 51 条の 22〕

登録申請者は、福祉有償運送自動車の運行により生じた利用会員その他の生命、身体、又は財産の損害を賠償するための措置として、以下のとおり国土交通大臣が告示で定める基準(国土交通省告示第 1171 号)に適合するものを講じておかなければならない。

① 福祉有償運送自動車の運行により生じた利用会員その他の者の生命又は身体の損害を賠償することによって生ずる損失にあっては、生命又は身体の損害を受けた者 1 人につき 8,000 万円以上を限度額としてﾃﾝ保することを内容とするものであること。

② 福祉有償運送自動車の運行により生じた利用会員その他の者の財産(当該福祉有償運送自動車を除く。)の損害を賠償することによって生ずる損失にあっては、1 事故につき 200 万円以上を限度額としてﾃﾝ保する内容とするものであること。

③ 保険期間中の保険金支払額又は共済金支払額に一定割合の負担額その他の制限がないこと。

④ 福祉有償運送者の法令違反が原因の事故について補償が免責となっていないこと。

⑤ 福祉有償運送自動車の台数に応じて契約を締結する場合にあっては、すべての福祉有償運送自動車について契約を締結すること。

(4) 運行管理の体制(規則 51 条の 17)

① 運行管理責任者の選任及び運行管理の体制の整備

登録申請者は、福祉有償運送自動車の運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制の整備を行わなければならない。

また、乗用定員 10 人以下の福祉有償運送自動車 5 台以上の運行を管理する事業所にあっては、運行管理の責任者は次のいずれかの要件を備えなければならない。

ｱ. 旅客運行管理者の資格を有すること

ｲ. 旅客運行管理者基礎講習を修了していること
ｳ. 安全運転管理者の資格要件を具備していること

② 事故防止及び旅客サービス等に関する指導教育の体制の整備
登録申請者は、運転者に対し、旅客サービス・事故防止に関する指導教育を、月に 1 回以上実施するものとする。

(5) 整備管理の体制〔規則第 51 条の 20〕
登録申請者は、福祉有償運送自動車の点検及び整備の適切な実施を確保するため、福祉有償運送自動車の整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備を行わなければならない。

(6) 事故時の連絡体制（規則 51 条の 21）
登録申請者は、福祉有償運送自動車に係る事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備を行わなければならない。

(7) 苦情処理体制（規則 51 条の 26）
登録申請者は、苦情処理の体制を整備しなければならない。

(8) その他必要な事項
運営協議会は、規則に定められる要件の確保に関し、その他必要な事項がある場合、登録申請者に対し協議に必要な資料の提出を求めることができるものとする。

Ⅲ. 運営協議会の合意

1.運営協議会の合意の方法
運営協議会において協議が調った場合に、運営協議会における合意があったものとみなす。
運営協議会の議決の方法は、出席した運営協議会の構成員（以下「委員」という。）の過半数をもって決し、可否同数のときは委員の代表（以下「会長」という。）の決するところによる。なお、委員は、あらかじめ書面をもって、会長又は当該委員が特定した委員に、表決を委任することができる。

2.運営協議会で合意が調った場合の措置
運営協議会は、Ⅱ.に掲げる事項を協議し、協議が調った場合には、規則第 51 条

の3第5号に規定する合意が存することを証する書類を、登録申請者に対し交付するものとする。

3.運営協議会の合意を解除する事項

法第79条の12第1項第4号に規定する合意の解除については、合意を解除しようとするに至った事実及び理由を示して協議を行うものとする。この場合において、当該福祉有償運送者に業務改善又は弁明の機会を付与するなど、可能な限り手続きの透明性に配慮するものとする。

Ⅳ. 登録実施後における運営協議会の役割

1. 福祉有償運送に係る連絡窓口の整備

福祉有償運送に係る相談、違反時の通報連絡体制、事故時の対応、その他利用会員等からの苦情等に対応するための連絡窓口は、以下のとおり、運営業議会を主宰する熊谷市長・深谷市長・寄居町長（以下「主宰者」という。）の下に整備するものとする。

（有償運送に係る相談又は通報窓口）
熊谷市福祉部障害福祉課　　：電話 048-524-1111 ファックス 048-524-8790
深谷市福祉健康部障害福祉課　：電話 048-571-1211 ファックス 048-574-6667
寄居町福祉課　　：電話 048-581-2121 ファックス 048-581-9160

2. 福祉有償運送者に対する指導

運営協議会は、主宰者を通して、利用会員等からの苦情及び通報、事故、その他連絡を受けた場合には、これらに係る福祉有償運送者の適切な運営を確保するため、委員に当該事実を通知するとともに、運営協議会において対応を協議し必要な指導を行うことができるものとする。

運営協議会において必要な指導を行ったにもかかわらず、当該福祉有償運送者がこれに従わなかった場合、運営協議会において協議が調った事項に相違して運送を行っているとの通報があった場合、利用会員からの苦情等のうち悪質と思われる者や死亡事故等の重大事故の発生等の連絡を受けた場合には、運営協議会は、埼玉県等に連絡を行う等相互に緊密な連携を図り対応を協議するものとする。

また、運営協議会は、埼玉県知事から、運営協議会で協議した福祉有償運送者に係る業務の停止又は登録の取消し等、行政処分に係る通知を受理した場合にあっては、当該事実を運営協議会の委員に周知するとともに、必要に応じ運営協議会

を開催し対応を協議する等適切な対応を実施するものとする。

3. 福祉有償運送者の輸送の安全等に係る確認

運営協議会は、福祉有償運送者が福祉有償運送自動車の運転者の乗務の管理その他の運行の管理、福祉有償運送自動車への当該自動車である旨の表示その他の旅客に対する適切な情報の提供その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な事項について遵守していることを確認するため、福祉有償運送の運営状況に係る定期的な報告を求めることができるものとする。

また、同じ理由により、軽微な事項の変更をしたときは、登録事項変更届出書の写しの提出を求めることができるものとする。

また、同じ理由により、事務所で備えておかなければならない台帳や記録について、閲覧することができるものとする。

V. その他

会長は、運営協議会の円滑な運営のため、本指針に定める事項に変更の必要が生じたときは、運営協議会の協議を経て、変更を行うことができるものとする。

附則

（施行期日）

1. この指針は、平成 19 年 3 月 2 日から適用する。

（登録事項に関する経過措置）（法附則第 7 条）

2. 改正前の道路運送法(以下「旧法」という。)第 80 条第 1 項のただし書きの有償運送許可を受けている者で、法 79 条の登録を受けたとみなされる者（以下「みなし福祉有償運送者」という。）については、旧法第 80 条第 1 項ただし書きの有償運送許可の申請書記載事項を登録簿に記載されたものとみなす。

（運転者及び運行管理に関する経過措置）（法附則第 9 条）

3. 登録申請者（新規登録に限る。）については、平成 19 年 9 月 30 日までは、運転者、運行管理責任者関係の規定は適用しない。

4. みなし福祉有償運送者については、有効期間中は、運転者、運行管理者関係の規定は適用しない。ただし、平成 19 年 10 月 1 日以後に変更登録を受けた場合にあってはこの限りでない。

（**利用料金に関する経過措置**）（「自家用有償旅客運送者が利用会員から収受する対価の取扱いについて」（平成 18 年 9 月 15 日付け、国自旅第 144 号）

5. みなし福祉有償運送者における対価にあっては、なお、従前の例によることとし、

平成 18 年 10 月 1 日以後、みなし福祉有償運送者が対価を変更する場合から本指針みなし福祉有償運送者の適用を行う。

（福祉有償運送の運営状況に係る定期的な報告に関する経過措置）

6. 福祉有償運送者及びみなし福祉有償運送者から各四半期毎に提出される福祉有償運送運営状況報告については、平成 19 年 3 月 31 日までの間に行われる福祉有償運送については、なお従前の例による。

（用語の整理）

7. 用語

【大里地区】:熊谷市・深谷市・寄居町の区域。

【大里地区市町】:大里地区を構成する熊谷市・深谷市・寄居町の 3 市町。

【運営協議会】(法第 79 条の 4 第 1 項第 5 項、規則第 51 条の 7):福祉有償運送に関する協議を行うために熊谷市長・深谷市長・寄居町長が主宰する運営協議会。

【登録申請者】(法第 79 条の 2、法第 79 条の 6、法第 79 条の 7):大里地区市町のいずれかを運送の発地又は着地とする、福祉有償運送に係る登録・更新登録・変更登録の申請を行う特定非営利活動法人等。

【福祉有償運送者】(法第 79 条の 3):福祉有償運送に係る登録を受けた者。

【みなし福祉有償運送者】(附則第 7 条):旧法第 80 条第 1 項のただし書きの有償運送許可を受けている者で、法 79 条の登録を受けたとみなされる者。

【利用会員】(規則第 49 条第 3 号):身体障害者や要介護者等のうち他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な旅客であって福祉有償運送者が作成する名簿に記載されている旅客又は記載される予定の旅客。

【利用料金】(規則第 51 条の 15):利用会員から収受する福祉有償運送に係る対価。運送の対価及び運送の対価以外の対価(迎車回送料金や待機料金、乗降介助料など)について利用会員の負担を求めるもの。

附則

（施行期日）

この指針は、令和 3 年 7 月 5 日から適用する。

附則

（施行期日）

この指針は、令和 4 年 11 月 17 日から適用する。